

介護老人保健施設 はるか

入所利用契約書

(契約の目的)

第1条 当施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、入所者及び代理人は、当施設に対し、サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、契約締結の日から効力を有します。但し、契約書に変更があった場合は、新たに契約することとします。

- 2 入所者は、前項に定める事項のほか、本契約、重要事項説明書の改定が行われな
い限り、本契約締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものと
します。
- 3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書の改定が行われた場合
においては、改定内容を記載した文書で契約書の同意を得るものとします。

(利用者からの解除)

第3条 入所者及び代理人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約
に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、入所者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所
利用を解除・終了することができます。

- ① 入所者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅に
おいて生活ができると判断された場合
- ③ ご利用者様又はご家族様から職員に対して著しい迷惑行為があった場合、ご利用
を中止して頂くことがある。

- ④ 病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 入所者及び代理人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合
- ⑥ 入所者及び代理人が、事業者、事業者の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑦ 天災、災害、施設・整備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 入所者及び契約者は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく介護保険施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入所者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、入所者及び代理人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付する。入所者及び代理人は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の24日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いのうえ、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、入所者または代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、入所者または代理人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 入所者及び身元引受人(連帯保証人)が負担する債務の限度額(極度額)は、金100万円とする。
- 5 当施設は、身元引受人が死亡、または破産、その他の責務を果たす事が困難な状況に至ったと判断した時は、利用者に新たな身元引受人の選任を求める事ができる。

(記録)

第6条 当施設は、入所者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については、5年間保管します)

- 2 当施設は、入所者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者(入所者の代理人を含みます)に対しては、入所者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録・診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
- ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター[介護予防支援事業所])等との連携
- ③ 入所者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 入所者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提出する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、入所終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼する事があります。

- 2 当施設は、入所者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業者は入居者の家族等入居者又は契約者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 入所者及び代理人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出る事ができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事ができます。

(賠償責任)

第12条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は、入所者に対して、損害を賠償するものとします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 入所者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、入所者及び契約者は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(岡山市指定 第3350180232号)

当施設はご入所者に対して指定介護老人保健施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 1～5」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人社団 藤田病院
- (2) 法人所在地 岡山県岡山市東区西大寺上3-8-63
- (3) 電話番号 086-943-6555
- (4) 代表者名 理事長 藤田 琢二

2. 入所施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人保健施設
- (2) 施設の名称 医療法人社団 藤田病院 介護老人保健施設 はるか
- (3) 施設の所在地 岡山県岡山市東区西大寺北941
- (4) 電話番号 086-942-6800
- (5) 施設長(管理者) 氏名 濱中 孝臣

(6) 当施設の目的及び運営の方針

当施設は、介護保険法令の趣旨に従って、医学的管理の下、看護、リハビリ、介護等を行い、利用者の意思及び人格を尊重し、能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、市町村、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、居宅における生活への復帰を目指したサービスを提供します。

- (7) 開設年月 平成30年3月1日
- (8) 入所定員 80名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、ユニット型居室（1人部屋）です。但し、階や居室番号については、ご入居者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室 (1人部屋)	80室	1階 20部屋 2階 20部屋 3階 20部屋 4階 20部屋
共同生活室	8室	食事など
診察室	1室	
リハビリ室	1室	リハビリ機器、寝台など設置
浴室	9室	一般浴室8室、特殊浴室1室
サービスステーション	4箇所	
調理室	1室	
汚物処理室	8室	各ユニットに設置

4. 職員の配置状況

当施設では、入所者に対して指定介護老人保健施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

(1) 主な職員の配置状況及び職務

職種	指定基準	実人員数	常勤換算
1. 施設長 (医師)	1名	1名	1名
2. 看護職員	7.6名	8名以上	8名以上
3. 介護職員	19.0名	20名以上	20名以上
4. 支援相談員	1名	1名以上	1名以上
5. リハビリ職員	0.8名	1名以上	1名以上
6. 管理栄養士	1名	1名	1名
7. 介護支援専門員	1名	1名以上	1名以上
8. 事務職員	適当数	1名以上	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤換算の所要勤務時間の所定勤務時間数で除した数です。

※日中はユニットごとに常時1人以上、夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員または看護職員を配置することとして定められています。

1. 施設長（医師）

介護老人保健施設に入所者の日常的な医学管理及び施設管理

2. 看護職員

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為、入所者の健康状態の把握など看護業務を行う。

3. 介護職員

入所者の有する能力に応じ、自立し日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

4. 支援相談員

入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

5. リハビリ職員

入所者の日常生活における機能の維持回復を図り、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

6. 管理栄養士

入所者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

7. 介護支援専門員

利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

8. 事務職員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(2) 主な職員の勤務体系

職 種	指定基準
1. 医師	8：30～17：30
2. 看護職員	7：00～16：00 8：30～17：30 16：30～翌9：30 ※入所者の状況により変更あり
3. 介護職員	7：00～16：00 9：00～18：00 10：30～19：30 16：30～翌9：30 ※入所者の状況により変更あり
4. 支援相談員	8：30～17：30
5. リハビリ職員	8：30～17：30
6. 管理栄養士	8：30～17：30

7. 介護支援専門員	8 : 30 ~ 17 : 30
8. 事務職員	8 : 30 ~ 17 : 30

5. 当施設が提供するサービス

(1) <利用料金>

*別紙参照

(2) <サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。
- ・入所者の自立の支援に配慮し、入所者が相互に社会的関係を築くことができるようにその意思を尊重しつつ共同生活室で取ることを支援します。

(食事時間) 朝食 8 : 00 ~
 昼食 12 : 00 ~
 おやつ 14 : 50 ~
 夕食 18 : 00 ~

② 入浴

- ・おおむね週2回以上、適切な方法による入浴、又は清拭を行います
- ・身体状況に応じて特殊入浴で対応します。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥ その他の自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額が入所者の負担になります。

<サービスの概要と利用料金>

① 予防接種料金

利用する医療機関が定めた金額

② 私物洗濯代(別紙参照)

③ 救急車で搬送した後、タクシーを利用した場合のタクシー料金

急変時、救急車で搬送し当施設のスタッフが付き添いをした場合、そのスタッフの帰りのタクシー料金。

④ 理美容代

⑤ 個人専用家電製品の電気代

電気代は1品目につき1日50円とします。ただし4品目を超える場合は、1日200円を上限とします。

⑥ 日常生活費・嗜好品等の購入費

⑦ 契約書に定める所定の料金

入所者が、契約終了時も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	介護保険基本部分の10割を負担していただきます。				

入所者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 10,000円

☆経済状況の著しい変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(ア)利用料金のお支払方法

前記(1)、(3)の料金・費用は毎月月末集計にて計算し、翌月10日頃に請求書を発行・送付致しますので、その月の24日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)退所された場合も同様です。

ア	金融機関口座からの自動引き落とし（引き落とし手数料：自己負担）				
	ご利用できる金融機関：トマト銀行、中国銀行、ゆうちょ銀行				
イ	指定口座への振り込み（振り込み手数料：自己負担）				
	トマト銀行	西大寺支店	普通預金	1756882	
		医療法人社団	藤田病院	理事長	藤田 琢二
	中国銀行	西大寺支店	普通預金	2511673	
		医療法人社団	藤田病院	理事長	藤田 琢二

ゆうちょ銀行 ・ゆうちょ銀行から振り込む場合 記号：15490 番号：38983321 医療法人社団 藤田病院 ・他行から振り込む場合 五四八店 普通預金 3898332 医療法人社団 藤田病院 ＊振り込みの際は、入所者様の名前をお願いします ※ 窓口での現金支払いはお引き受けできません。
--

(イ)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、施設医師の医学的判断により、下記協力医療機関において診療や入院治療を依頼することがあります。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療、入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	藤田病院
診療科	内科、外科、泌尿科、脳外科、整形外科
所在地	岡山県岡山市東区西大寺上3-8-63
電話番号	086-943-6555

医療機関の名称	岡山博愛会病院
診療科	内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、腎臓内科、呼吸器内科、リハビリテーション科、精神科、皮膚科、整形外科
所在地	岡山県岡山市中区江崎456-2
電話番号	086-274-8101

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	中里歯科医院
所在地	岡山市東区西大寺中野本町1-30
電話番号	086-942-7818

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了）

- ① 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 入所者が医療機関に入院された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能なった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入所者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

（1）入所者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から当施設への退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人保健施設サービスを実施しない場合
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約書を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の入所者が入所者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

（2）当施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入所者又はご家族から職員に対して著しいハラスメントや迷惑行為があった場合
- ③ 当施設において3か月毎に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ④ 入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険サービスの提供を超えると判断された場合、又は在宅復帰を目的とした中間施設としての役割を果たすことが困難と判断された場合

- ⑤ 入所者及び代理人が、本契約に定める利用料金を1カ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
- ⑥ 入所者が故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 円滑な退所のための援助

入所者が当施設を退所する場合には、入所者の希望により、当施設は入所者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご入所者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 事故防止及び事故発生時の対応について

当施設における指定介護老人保健施設サービスの提供により事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に施設内で話し合い今後の事故防止に努めるとともに、速やかに岡山市、入所者の家族等に連絡を行い、必要な措置に講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 秘密保持について

- ①当施設及び当施設の従業者は、業務上知り得た入所者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第3者に漏洩しません。
- ②この秘密保持に関する義務は、施設入所が終了した後においても継続します。
- ③当施設は、従業者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持をさせるために従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ④入所者に緊急な医療上の必要性がある場合は、医療機関等に心身の情報を提供します。
- ⑤入所者に提供したサービスをについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご入所者又は扶養者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

9. 個人情報利用目的について

①入所者及びその家族等（法定後見人を含む）の個人情報であって、サービス提供に必ず必要な利用目的

○介護関係事業者の内部での利用に係る事例

- ・当施設が介護サービスの入所者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービス事業所の管理運営業務
 - 「入退所等の管理」
 - 「会計・経理」
 - 「事故等の報告」
 - 「当該入所者の介護サービス向上」
- ・費用の請求及び収受に関する業務

○他の事業者への情報提供を伴う事例

- ・当施設が入所者等に提供するサービス
 - 「当該入所者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会の回答」
 - 「その他の業務委託」
 - 「家族等への心身の状況説明」
- ・介護保険事務
 - 「保険事務の委託」
 - 「審査支払機関へのレセプトの提出」
 - 「審査支払機関又は保険者からの照会への回答」
- ・入所者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

②上記以外の利用目的

○介護関係事業所の内部での利用に係る事例

- ・介護関係事業者の管理運営業務
 - 「介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料」
 - 「介護保険等施設等において行われる学生の実習への協力」

10. 虐待防止について

入所者の人権の擁護及び虐待防止のために次の措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止の啓発、普及するための研修の実施。
- (2) 事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合、速やかに市町村へ通報。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

11. 身体拘束について

当施設において、当該入所者又は他の入所者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限するための行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。

12. 成年後見制度の活用支援

施設は、入所者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

13. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、水害避難に関する具体的な計画を作成する。併せて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

非常災害に備え、少なくとも6か月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。なお、避難訓練のうち1回は、夜間を想定した避難訓練を行うものとする。

14. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

○苦情解決責任者 事務長 末利 彰

○苦情受付担当者 担当支援相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

※苦情受付ボックスを受付に設置しています。

(2) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

② 相談、苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

(3) 行政機関その他の相談、苦情受付窓口

岡山市事業者指導課	所在地 岡山県岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1014 FAX 086-221-3010 受付時間 8:30~17:15
岡山市役所 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁1番1号 電話番号 086-803-1240 FAX 086-225-5487 受付時間 8:30~17:00
瀬戸内市いきいき長寿課介護保険係	所在地 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄862-1 電話番号 0869-26-5926 FAX 0869-26-8840 受付時間 8:30~17:15
岡山県国民健康保険団体連合	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17-5 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9105 受付時間 8:30~17:00

15. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9:00~20:00

来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に申し出てください、面会簿に記入して下さい。また、風邪等体調不良の方のご面会はご遠慮下さい。

また、面会の安全性が確保出来ない状況の場合、制限がかかります。その場合は、施設の受付に掲示いたします。

(2) 外出、外泊

外出、外泊される場合は、必ず事前に行き先、帰宅日時、食事の有無を所定の用紙に記入し、職員に提出して下さい。

また、医師の許可が出ない場合や外出、外泊の安全性の確保が出来かねる場合制限がかかります。

(3) 食品等の持ち込み

食品の持ち込み等は、原則禁止とさせていただきます。

(4) 施設、設備の使用上の注意

○居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

敷地内は全面禁煙となります。

16. 身元引受人および連帯保証

入所にあたっては原則として身元引受人兼連帯保証人を1名定めて頂きます。身元引受人(連帯保証人)は、利用料などの一切の債務について利用者と連帯して履行する責任を負うとともに、退所時の身元引き取り、及び緊急時の連絡先としての役割を担うものとします。

2020年4月の民法改正に基づき、身元引受人(連帯保証人)が負う連帯保証債務の極度額(損害賠償の上限額)を、金100万円と定めます。(万が一の際の保証の上限を法律に従って定めるものであり、入所時に支払うものではない)

17. 損害賠償について

当施設の責任により入所者に生じた損害については、当施設は必要に応じてその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

付則

この説明書は、令和3年4月1日より施行する。

この説明書は、令和4年10月1日より施行する。

この説明書は、令和5年2月28日より施行する。

この説明書は、令和5年6月1日より施行する。

この説明書は、令和5年11月1日より施行する。

この説明書は、令和6年6月1日より施行する。

この説明書は、令和7年4月1日より施行する。

この説明書は、令和8年2月1日より施行する。

この説明書は、令和8年月1日より施行する。

介護老人保健施設はるか入所利用同意書兼契約書

年 月 日

指定介護老人保健施設はるかに入所するにあたり、介護老人保健施設はるか入所利用契約書及び重要事項説明書並びに別紙の内容に関して、説明を行いました。

法人所在地 岡山県岡山市東区西大寺上3-8-63
法人名 医療法人社団 藤田病院
代表者名 理事長 藤田 琢二 印
事業者名 介護老人保健施設 はるか
説明者職名 支援相談員 青木 博子 大岩 光

私（入所者及び家族）は、介護老人保健施設はるかの入所に関して、担当者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し契約します。

年 月 日

入 所 者 住 所
氏 名

契 約 者 住 所
(家族・後見人)
兼 身 元 引 受 人 氏 名

(続柄)

【利用料金の請求書・明細書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	〒
電話番号	